

仕事と生活の調和
ワーク・ライフ・バランス*

男女がともに個性と能力を発揮し、健康で豊かな生活をおくるために、仕事と生活の調和がスムーズにいくよう工夫することが必要です。しかし、実際には子育て期にある男性が長時間労働により、生活時間の確保ができない状況にあります。その一方で女性が家事・子育て、地域活動と多くを担い、希望する形で働くことが困難となっています。男女がともに自分らしい生き方ができ、仕事と子育て、介護、地域活動、自己啓発などが両立できる社会の実現に向けた支援をより一層推進していきます。

こんな事業に取り組みます!

- 男性のための講座の開催
- 事業所内保育施設推進事業



男性カレッジ

女性の
チャレンジ支援

様々な分野で活躍する女性が増えている一方で、出産・子育て・介護などのため、就業を中断する女性も少なくありません。年齢階級別労働力率を見ると、M字型曲線*の底は平成12年より上昇したものの、依然として低い状況にあります。そのため、女性の再就職や起業、就業を継続するための「再チャレンジ」、政策・方針決定過程に参画して活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、研究者・技術者など、従来女性が少なかった分野に新たに活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」などを支援していきます。

こんな事業に取り組みます!

- 再就職支援のための講座等の開催
- 起業家支援事業



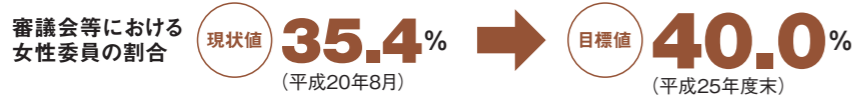
再就職準備講座

計画における数値目標 (抜粋)

● 男女共同参画に関する講座・講演会の開催



● 審議会等委員への女性の登用促進



● 事業所内保育施設推進事業



● NPO・ボランティア等の活動への参加促進

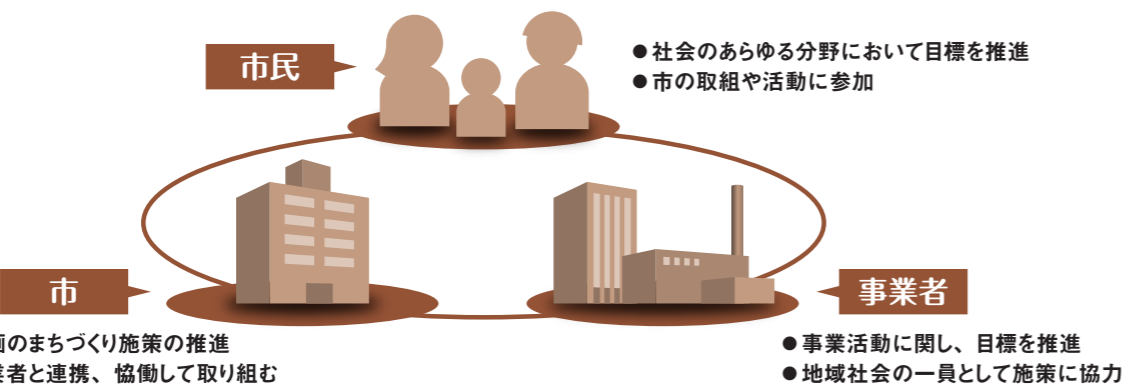


Q&A
第2次プランはどのように進めていくのですか?

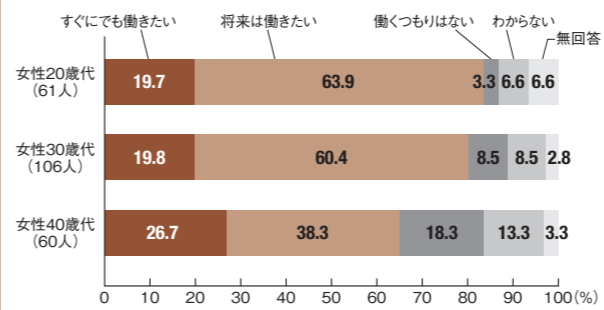
基本理念と重点事項に基づき9つの目標を定め、204事業を推進していきます。その内39項目(32事業)については、数値目標を設定し、取り組んでいきます。そして、毎年、数値目標の達成状況

等を把握し、「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の実施状況を「男女共同参画年次報告書」にまとめ、公表します。

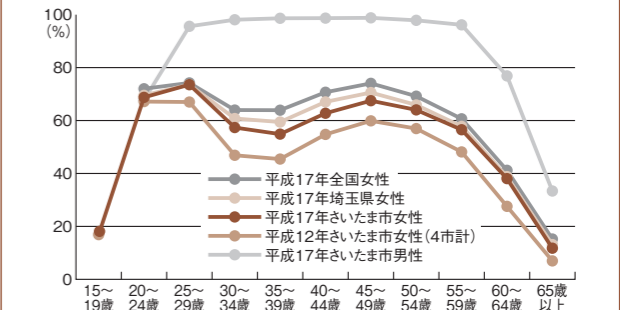
また、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」では、市・市民・事業者の責務を定めています。それぞれが役割を担い、協働してプランの推進に努め、男女共同参画社会の実現を目指します。



● 女性の就労意欲 (さいたま市)

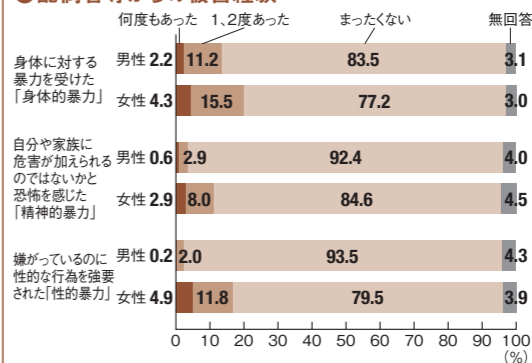


● 年齢階級別労働力率の推移



女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援

● 配偶者等からの被害経験



女性の約5人に1人が身体的暴力を受けたと回答

こんな事業に取り組みます!

- 「DV防止法*に基づく基本計画」の策定
- 若年層への予防・啓発の推進

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの被害者の多くは女性です。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差など、今日までの社会的、構造的問題があり、女性に対する暴力の根絶に向けて、重点的に取り組む必要があります。女性に対する暴力防止のための啓発事業を実施するとともに、各関係機関と連携して、被害者の自立に向けた継続的な支援を行い、女性に対する暴力のないまちづくりを推進していきます。

Q&A
第2次プランの詳細を知るには、どのような方法がありますか?

第2次プランについての詳細は、市のホームページからご覧いただけます。
<http://www.city.saitama.jp>
また、各区役所の情報公開コーナーや、図書館などでも閲覧できます。

お問い合わせは、男女共生推進課までお願いします。



* 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

仕事と育児・介護などの家庭生活及びその他の活動の調和のとれた生活をさします。男女が人生の各段階に応じて多様な生き方を選択できる社会の実現に向けた取組が必要とされています。

* M字型曲線

日本で15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したときにできる、30代前半を谷とし、20〜24歳、45〜49歳がふたつの山になる曲線をM字型曲線といっています。結婚・出産で退職し、育児後再就職するいわゆる「中断再就職型」ライフスタイルをとる女性が多いと、M字型曲線がでます。

* DV防止法 (配偶者暴力防止法)

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。